

小矢部市教育委員会表彰規則 (昭和39年4月1日教育委員会規則第1号)

最終改正:平成29年11月30日教委規則第6号

改正内容:平成29年11月30日教委規則第6号 [平成29年11月30日]

○小矢部市教育委員会表彰規則

昭和39年4月1日教育委員会規則第1号

改正

平成29年11月30日教委規則第6号

小矢部市教育委員会表彰規則

(趣旨)

第1条 この規則は、本市の教育、学術、文化及びスポーツの向上に貢献し、市民の模範となり、推奨するに足ると認められるものの表彰について、必要な事項を定めるものとする。

(表彰)

第2条 小矢部市教育委員会（以下「委員会」という。）は、次の各号の一に該当する団体又は個人を表彰する。ただし、小矢部市表彰条例（昭和38年小矢部市条例第42号）による表彰を受けたものを除く。

- (1) 本市の教育、学術、文化及びスポーツの向上に貢献し、その功績が顕著なもの
- (2) 本市の教育上、特に有益な調査研究、発明、発見又は工夫考案した者
- (3) その他委員会が表彰することを適当であると認める者

2 前項第1号における基準は別表のとおりとする。

(欠格事項)

第3条 委員会は、次の各号の一に該当するものについては、表彰しないものとする。

- (1) 刑事事件に関して、現に起訴されている者又は刑に処せられた者（刑の消滅した者を除く。）
- (2) 破産者
- (3) その他表彰することが適当でないと認められるもの

(表彰の方法)

第4条 表彰は表彰状及び記念品を授与して行う。

(追彰)

第5条 表彰されるべき者が、その表彰前に死亡したときは追彰する。

(申請)

第6条 学校その他教育関係諸団体の長及び委員会事務局の課長は、第2条に該当するものがあると認めるときは、委員会が別に定める日までに推薦書を提出するものとする。

(審査及び決定)

第7条 委員会は、小矢部市教育委員会表彰審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を経て、委員会の会議において表彰者を決定する。

(審査委員会)

第8条 審査委員会は、候補者の適格等について審査する。

- 2 審査委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。
- 3 委員長は、教育長をもって充てる。
- 4 副委員長は、教育長職務代理者をもって充てる。
- 5 委員は、教育委員会事務局長及び課長をもって充てる。
- 6 委員長は、審査委員会を招集し、その会務を総理する。
- 7 その他審査委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

(時期)

第9条 表彰は、委員会が必要と認めるときに、随時行う。

(感謝状)

第10条 第2条に定めるもののほか、委員会が必要と認めるときは、感謝状又は賞状を付与することができる。

- (1) 教育のために私財を寄附（個人にあっては30万円以上、法人にあっては50万円以上。物品による寄附の場合はその評価額による。）したもの
- (2) 市内小中学校に在籍し、当該年度に退職する校長及び教頭
- (3) その他委員会が必要と認めるもの

2 前項第1号のうち、小矢部市高額寄付者感謝状要綱（平成5年小矢部市告示第28号）により感謝状を受けた者には、感謝状を付与しない。

(その他必要事項)

第11条 この規則に定めるもののほか、表彰等に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年11月30日教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表 (第2条関係)

個人・団体の別	多年にわたり功績が顕著なもの			年数にかかわらず功績が顕著なもの
	役職	年数	備考	
個人	社会教育委員	通算10年以上		教育、学術及び文化関係においては全国的表彰等、スポーツ関係においては全国大会入賞以上であること。ただし、委員会が特に必要と認める場合はその限りでない。
	社会教育指導員			
	少年補導員			
	青少年育成市民会議役員 (副会長、副会長、常任委員及び監事をいう。)			
	富山県青少年育成県民運動推進指導員			
	公民館長・公民館主事・公民館指導員		同一的な役職として合算可	
	文化財保護審査委員会委員			
	P T A 連絡協議会及び単位 P T A 役員 (会長、副会長、事務局長及び各執行部委員の長をいう。)		同一的な役職として合算可	
	女性教育関係団体の長			
	ボーイスカウト・ガールスカウトの長 (地区隊長を含む。)		同一的な役職として合算可	
	芸術文化連盟会長 (構成団体の長を含む。)・文化的団体の長		同一的な役職として合算可	
	スポーツ推進委員			
	スポーツ推進審議会委員			
	体育協会長 (地区体育協会会長を含む。)・体育競技団体の長		同一的な役職として合算可	
	スポーツ少年団指導者			
	学校医			
	学校薬剤師			
	教育相談員 (適応指導教室指導員、スクールカウンセラー等をいう。)			
	部活動講師	前年度末現在でその職にある者で指導実績のない者及び市職員は除く。		
公立学校教職員	市内通算20年以上			
団体	P T A 連絡協議会、単位 P T A、女性教育関係団体、ボーイスカウト、ガールスカウト、社会教育関係団体、文化関係団体、スポーツ関係団体等の教育的団体	活動実績が通算10年以上		教育、学術及び文化関係においては全国的表彰等、スポーツ関係においては全国大会入賞 (ホッケー競技は3位) 以上であること。ただし、委員会が特に必要と認める場合はその限りでない。